

太田市立西中学校PTA会則

第1章 名称及び事務局

第1条 この会は「太田市立西中学校PTA」といい、事務局を太田市立西中学校に置く。

第2章 目的及び活動

第2条 この会は、保護者と教師が協力して、家庭と学校及び社会における生徒の幸福な成長を図ることを目的とする。

第3条 この会は、前条の目的を達成するために、次の活動をする。

- 1 良い保護者、良い教師となるよう努める。
- 2 家庭と学校との緊密な連絡によって、教育の向上発展を図るとともに、生徒の生活を共同の責任で指導する。
- 3 学校及び生徒の教育環境の改善を図る。
- 4 教育に十分な公費を得るよう努め、教育財政の確立を図る。
- 5 学校区における社会教育の振興に尽力する。
- 6 生徒活動及び生徒の進路に関する援助を行う。
- 7 その他、この会の目的を達成するために有益な活動を行う。

第3章 方針

第4条 この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

- 1 生徒の教育と福祉のために活動する他の団体や機関と協力する。
- 2 特定の政党や宗教にかたよることなく、営利や非教育的行為に利用されない。
- 3 学校の管理や人事に干渉しない。

第4章 会 員

第5条 この会の会員は、西中学校に在籍する生徒の保護者及び西中学校の教職員とする。

第5章 役員及び委員

第6条 この会に次の役員及び委員を置く。

- 1 本部役員
 - (1) 会長1名 ただし、場合によってはこの限りではない。
 - (2) 副会長5名以内（うち1名は西中学校教頭とする）ただし、必要に応じて、増やせるものとする。
 - (3) 書記3名（うち1名は西中学校教諭とする）
 - (4) 会計4名（うち2名は西中学校教諭とし、PTA担当と後援会担当）
- 2 学年・学級委員
 - (1) 学年委員長（各学年1名）
 - (2) 学年副委員長（各学年2名）
 - (3) 学級委員（各学級2名）

3 専門委員

- (1) 広報委員会 委員長 1 名 副委員長 2 名 委員 若干名
 - (2) 教養委員会 委員長 1 名 副委員長 2 名 委員 若干名
 - (3) 保健体育委員会 委員長 1 名 副委員長 2 名 委員 若干名
 - (4) 生活指導委員会 委員長 1 名 副委員長 2 名 委員 若干名
- 4 本部役員は、他の委員や会計監査委員を兼ねることはできない。
- 5 本部役員及び委員の任期は、1 か年とする。ただし、再選を妨げない。

第7条

- 1 本部役員（以下「役員」という）は、役員候補者選考委員会によって推薦された候補者につき、総会において承認を得る。
- 2 委員は、次の通り選出する。
- (1) 学級委員は各学級の生徒の保護者より2名ずつ投票等により選出し、学年別に委員長1名、副委員長2名を委員の互選によって選出する。
 - (2) 学級委員は、広報・教養・保健体育・生活指導の各専門委員会に所属する。

第8条 役員及び委員の任務は、次の通りとする。

- 1 会長はこの会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 書記はこの会の活動に関する事項を整理し、保管するとともに、会長の指示に従ってこの会の庶務を行う。
- 4 会計はこの会の一切の会計事務を処理し、定期総会のとき会計監査委員会の監査を受けた会計報告をする。
- 5 各委員は、それぞれの委員会活動を通して、この会の目的達成に努める。

第6章 顧 問

第9条 この会に若干名の顧問を置くことができる。（学校長・前会長を含む）

- 1 顧問は、総会の議を経て会長が委嘱する。
- 2 顧問は、会長の諮問に応じ、会務運営に参加する。
- 3 顧問の任期は、委嘱年度とする。

第7章 会計監査委員

第10条 この会の経理を監査するために、2名の会計監査委員を置く。

第11条 会計監査委員は、役員候補者選考委員会により会員中より推薦された者について、総会において決定する。

第12条 会計監査委員は会計監査を行い、その結果について定期総会において報告する。

第13条 会計監査委員の任期は、1 か年とする。

第8章 役員候補者選考委員会

第14条 役員及び会計監査委員を推薦するために、役員候補者選考委員会を置く。

第15条 役員候補者選考委員会の細則は、別に定める。

第9章 会 議

第16条 この会の会議は、総会・本部役員会・実行委員会・各学年委員会・各専門部委員会とする。

総会・本部役員会・実行委員会は会長が招集し、各学年委員会・専門委員会は会長、委員長連名で各委員長が招集する。

第17条 1 総会は全会員をもって構成し、この会の最高議決機関とする。

2 議長は、出席者の同意を得て定める。

第18条 総会は定期総会と臨時総会とし、定期総会は毎年5月に開催し、臨時総会は会長が必要と認めたとき、及び会員の5分の1以上の要請があったときに開催することができる。

第19条 総会は次の事項を行う。

- 1 会則（規約）の決定並びに改正
- 2 予算、決算、事業の審議と承認
- 3 役員及び会計監査委員の推薦・選出
- 4 その他、この会についての重要事項の審議

第20条 実行委員会は、役員・学年正副委員長、並びに専門正副委員長で構成し、総会に次ぐ議決機関で、次の事項を審議する。

- 1 総会に提出する議案並びに報告書等
- 2 その他、この会の運営に必要な重要事項

第21条 役員会の任務は、次の通りとする。

- 1 年度行事予定及び予算案の作成
- 2 各種行事計画の立案及び検討
- 3 その他、重要または緊急事項について企画・立案と対応

第22条 学年委員会は、次の通りとする。

- 1 各学級から選出された2名の学級委員は、学年別に学年委員会を構成する。
- 2 学年委員会は、当該学年担当教師の意見を尊重して、当該学年の教育活動に協力する。
- 3 学年委員会は、当該学年の進路対策を学年担当教師と協力して推進する。

第23条 専門委員会は、学級委員及び教師代表で構成し、活動内容は次の通りとする。

- 1 広報委員会
機関紙の発行を通して、会員相互の研修に指針を与える。
- 2 教養委員会
講演会・研修会等、会員相互の研修の立案・実施にあたる。
- 3 保健体育委員会
会員並びに生徒の健康保持増進を図るとともに、生徒の体育的活動を援助する。
- 4 生活指導委員会
主として生徒の健全育成、交通安全等に関する対策・実践にあたる。

第10章 会 計

第24条 この会の経費は、会費及びその他の収入による。

第25条 この会の会費は、年額2,000円とする。

第26条 この会の会計監査は3月に行い、決算は会計監査を経て総会に報告し、承認を得なければならない。

第27条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第11章 附則

第28条

1 この会の運営に関する必要な細則は、この会則に反しない限りにおいて、実行委員会の議を経て定めることができる。

2 実行委員会は、細則を制定または改廃した場合は、その結果を総会に報告しなければならない。

第29条 この会の会則は、総会において出席者の過半数の賛成がなければ改正することはできない。

第30条 この会則は、昭和60年4月1日より実施する。

一部改訂 平成 6年5月10日
平成 9年5月12日
平成10年5月12日
平成12年5月12日
平成20年5月 2日
平成26年4月28日
平成27年5月 2日
平成30年5月 2日
令和 2年6月 1日
令和 4年5月 2日

太田市立西中学校 P T A 慶弔規定

第 1 条 本校 P T A 会員相互の親睦と福祉を図る目的をもって、本規定を定める。

第 2 条 慶弔は、次の場合に行うものとする。

1 死亡の場合

(1) 本会会員（本校に在学する生徒の保護者）が死亡の場合は、生花 1 基及び香典 3, 0 0 0 円を供え、会長・当該学級の学級委員が会葬する。

(2) 本校生徒が死亡の場合は、生花 1 基及び香典 3, 0 0 0 円を供え、会長・当該学級の学級委員が会葬する。

(3) 本校職員の配偶者または 1 親等が死亡の場合は、生花 1 基及び香典 3, 0 0 0 円を供え、会長が会葬する。

(4) 本校職員並びに本会の実行委員の死亡の場合は、生花 1 基及び香典 5, 0 0 0 円を供え、本部役員・当該委員会の代表が会葬する。

2 傷病の場合

(1) 会員が傷病のため、1 0 日以上入院の場合は、代表者が見舞う。
見舞金は 2, 0 0 0 円。

3 本校職員が転退職の場合

(1) 転任にあたっては、3 年までを 3, 0 0 0 円とし、3 年をこえるごとに 1 年 1, 0 0 0 円ずつ加算して餞別として贈る。上限を 8 年とする。

(2) 本校で退職した場合は、前項による算出額にさらに 2, 0 0 0 円を加えて餞別として贈る。

4 本部役員並びに永年功労者と認める者が退任する場合は、記念品を贈呈し、感謝の意を表す。

第 3 条 本規定以外に特別の事態が発生した場合は、その都度、本部役員会で協議の上、決定する。

第 4 条 この規定は、昭和 6 0 年 4 月 1 日より実施する。

太田市立西中学校 P T A 組織図

